



全国医師国民健康保険組合連合会

第49回全体協議会開催

「所得水準の高い国民健康保険組合への国庫補助金の削減という事業仕分けの結論に沿って決定された関連法案の国会提出方針の撤回を求める」等の決議を採択

去る10月7日(金)に全国医師国民健康保険組合連合会(略称「全医連」)が、主催近畿ブロック、担当京都府医師国保組合で、京都府京都市「京都市下京区:ホテル グランヴィア京都」において全国各医師国保組合の代表者など約543名が参集して開催された。

その概要を報告する。

当組合の出席役員

理事長 赤倉 昌巳 副理事長 長瀬 清
 理事 上埜 光紀 理事 中村 興治
 参与 千秋 亨

全医連の全体協議会は、全国を中国四国、関東甲信越、近畿、九州、中部、東北北海道(開催順序)の6ブロックに分け、ブロック持ち回りによって開催され、医師国保組合運営上の問題点などについて協議している。

会議は代表者会と全体協議会とに分かれて開催されるのが慣例となっている。

代表者会

平成22年度会計決算等を審議

—— 明年の第50回全体協議会の主催は ——
 —— 九州ブロックで、開催地は福岡市と決定 ——

代表者会は、昼食後12時15分から各組合の理事長(代表者)が出席し開催された。なお、当組合から赤倉昌巳理事長が出席している。

京都府立入克敏副理事長が司会を担当し、開会を宣した。

会議では最初に、京都府檜垣勝理事長から主催ブロックを代表しての挨拶と、全医連の妹尾淑郎会長(愛知県理事長)から挨拶が行われた。

この後、平成22年10月以降、新たに組合理事長に就任された理事長2名(東京都櫻井秀也理事長、福岡県大中正光理事長)の紹介があった。

続いて、議長には慣例により、担当組合の京都府檜垣勝理事長を選出し議事に入り、平成22年度全医連事業報告および歳入歳出決算の承認、平成22年度



主催ブロック代表挨拶の京都府檜垣勝理事長

監査報告、選出役員の承認、全体協議会の運営等が原案どおり承認された。

また、今回も決議を行うこととなり、近畿ブロックで協議した決議の文案が発表され承認となり、『決議』の取扱いは主催の近畿ブロックに一任された。

なお、明年の全医連次期全体協議会の開催地についても協議され、持ち回りにより主催当番は九州ブロック、担当組合は福岡県医師国保組合と決定され、福岡県の松田峻一良理事長から挨拶がなされた。

全体協議会

協議事項、決議など原案どおり承認

午後1時10分から全体協議会が開催され、京都府中嶋章作理事が司会を担当し、滋賀県笠原吉孝理事長が第49回全体協議会の開会を宣した。

最初に京都府檜垣勝理事長から主催ブロックを代表しての挨拶と、全医連の妹尾淑郎会長(愛知県理事長)から挨拶があった。

次に、日本医師会原中勝征会長、京都府山田啓二知事(代理、山口博高齢社会対策官)、京都市門川大作市長、全国国民健康保険組合協会阿部正俊会長、京都府医師会森洋一会長の各氏から来賓として祝辞があり、日本医師会羽生田俊副会長・今村聡常任理事、京都府国民健康保険団体連合会片田住男副理事長の来賓者の紹介が司会者から行われた。



全医連会長挨拶の妹尾淑郎会長

次に、議長団に近畿ブロックの各組合の理事長6名が選出され、議長には慣例により、担当組合の京都府檜垣勝理事長が選任され議事が進められた。

*代表者会の結果報告および承認事項

- (1) 平成22年度全国医師国民健康保険組合連合会事業報告および歳入歳出決算の承認について
- (2) 平成22年度監査報告について
- (3) 平成23年度全国医師国民健康保険組合連合会事業計画および歳入歳出予算の承認について
- (4) 平成23年度会費および徴収方法の承認について
- (5) 選出役員の承認について
- (6) 次期全体協議会の開催地について

*次期全体協議会開催地理事長挨拶

最初に京都府檜垣勝理事長から代表者会の「全体協議会の運営について」等の結果報告が行われた。

次いで、上記の(1)(3)(4)および(5)について、一括して全医連前田浩之理事（兵庫県副理事長）から資料に基づき説明報告があり、続いて(2)の監査報告が全医連松田峻一良監事（福岡県理事長）から、(6)の次期全体協議会の開催地について京都府檜垣勝理事長から報告が行われ、原案どおり承認された。

この後、全医連次期「全体協議会」の開催地に決定された九州ブロックの福岡県医師国保組合松田峻一良理事長から「平成24年10月19日（金）に福岡市において開催の予定である」旨の挨拶が行われた。

*決 議

京都府 安達秀樹常務理事が決議文を作成するにあたり、文案趣旨について財務省試算の誤りについて言及し、京都府医師国保独自に試算の見直しを行い、厚労省に確認を願った経緯が説明された。

各都道府県においても早急に試算を行い、全国の試算を基に財務省宛に試算の見直しを要望したいとのことで締めくくられた。

ここで、奈良県塩見俊次理事長が「決議文（案）」を朗読し、満場一致の賛同を得て原案どおり採択された。



来賓祝辞の原中勝征日本医師会長

なお、この『決議』の取扱いについては、近畿ブロックに一任された。

次いで、講演が次の演題により行われた。

*講 演

座 長：大阪府医師国民健康保険組合
理事長 伯井 俊明

演 題：『社会保障改革と健康保険制度』

講 師：慶応義塾大学大学院経営管理研究科
教授 田中 滋

この後、和歌山県柏井洋臣理事長から閉会の言葉があり、引き続き、特別講演が次の演題により行われた。

*特別講演

座 長：京都府医師国民健康保険組合
理事長 檜垣 勝

演 題：『人間はどこに向かうのか？』

—三次元文明の必然性と
宇宙太陽光発電所—

講 師： 京都大学 総 長 松本 紘

以上で全医連の第49回全体協議会は無事終了した。

平成二十三年十月七日

決 議

所得水準の高い国民健康保険組合への国庫補助金の削減という事業仕分けの結論に沿って決定された、厚生労働・財務・国家戦略三大臣の合意による関連法案の国会提出方針の撤回を求めらる。

全国医師国民健康保険組合連合会 第四十九回全体協議会

昨年の事業仕分けにおいて、所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直しが検討され、厚生労働省が提出した二つの試案のうち、高所得組合に対しては国庫補助定率分の廃止をも含むB案が結論とされた。

これに関連して、その保険料を市町村国保並みに引き上げれば現在の収支からして国庫補助無しでも運営可能とする試算も示されている。

医師国民健康保険組合は、その所得水準からすればこの国庫補助の廃止に該当することとなるが、そこに至る試算には重大な事実誤認がある。

確かに、現状の収支から見れば、市町村国保並みに保険料を引き上げれば国庫補助が無くてもその収支は黒字化する。

しかし、この試算には、現在医師国民健康保険組合が、加入者である医師本人とその家族および従業員とその家族の自院における診療（いわゆる自家診療）に係る保険請求を自粛しているという事実が加味されていない。

全加入者の保険料を市町村国保並みに引き上げた場合、この自家診療の自粛を強制する理由は無く、この自家診療の保険請求を解禁した場合に増加する医療給付費を市町村の年齢別医療費によって試算し現状の医療給付費に加算すると、国庫補助無しの条件下では市町村国保並みの保険料収入があっても明らかに赤字となる。

市町村国保が、事業主負担が無いことよって制約を受ける保険料設定の下で構造的に赤字となり、それに対して国庫補助が必要となるという構図と全く同様の状態である。

従って、このような事実誤認に基づく試算の結果としての国庫補助定率分の廃止の結論は、その結果として保険料負担の公平性を著しく欠くものであり、三大臣合意による法案提出の目的として記されている「保険者間の給付と負担の公正性を図る」という意図とは全く相反するものである。

また、このような状況下で、市町村国保保険料以上の保険料を課してまで医師国民健康保険組合を存続させる理由は無く、仮にこれを解散した場合、現在の殆どの加入者は市町村国保に移行することになるが、その際にはこの赤字分はそのまま市町村国保の赤字となり、現行で国民健康保険組合より高い国庫補助率が設定されている市町村国保への国庫負担は更に増加することになる。

事業仕分けの主たる目的が国庫負担の余剰の発掘とその削減にあるという事を考える時、その目的にも逆行する結果を生むことにもなる。

更に言えば、このような国民皆保険制度の根幹である医療保険料の公平性の議論は、事業仕分けのような短期的検討で行われるべきものではない。

現政権は、後期高齢者医療制度の支援金についてもその算定方法の3分の1を総報酬制とする制度変更を行ったが、それについても十分な議論・検討は行われていない。

これらを含めた包括的な検討が綿密に行われなければならない。

以上により、事業仕分けの結果を受けた三大臣合意による国民健康保険法改正法案の上程方針の速やかな撤回を強く要望することを決議する。